

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 9 日

(公 社) 神 奈 川 労 務 安 全 衛 生 協 会 殿

神 奈 川 労 働 局 労 働 基 準 部
安 全 課 長

派遣労働者に対する労働条件及び安全衛生の確保について

貴 団 体 に お か れ ま し て は 、 平 素 よ り 労 働 基 準 行 政 へ の 御 支 援 、 御 協 力 を 賜 り 厚 く 御 礼 申 し 上 げ ま す 。

さて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 73 号)の施行に伴い、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 137 号)及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 138 号)が一部改正されたところです。

派遣労働者の労働条件及び安全衛生を確保するためには、派遣元事業主、派遣先事業主が各自、又は両者が適切な連絡調整等に取り組む必要があります。

つきましては、関係事業場の参集する機会や会報の送付等の機会に、別添のパンフレットを御活用いただきますようお願い申し上げます。

(参 考)

通達「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」(平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331010 号)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/dl/tp0401-1b.pdf>

パンフレット「派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000069165.pdf>

パンフレット「派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために(派遣先事業者向け)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000111920.pdf>